

志木市条例第 17 号

志木市都市計画税条例の一部を改正する条例

志木市都市計画税条例（昭和 41 年志木市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 項中「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。